

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

2. 追加議事日程

日程第 1 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定について

日程第 3 会議録署名議員の指名について

日程第 4 会期の決定について

日程第 5 常任委員会の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 広報特別委員会委員の選任について

日程第 8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第 9 天草広域連合議会議員の選挙について

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について

日程第11 承認第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税
条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 承認第3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国
民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第13 承認第4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年
度上天草市一般会計補正予算（第13号））

日程第14 承認第5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年
度上天草市一般会計補正予算（第14号））

日程第15 承認第6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年
度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4
号））

日程第16 同意第1号 監査委員の選任について

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長 堀江 隆臣
1 番 嶋元 秀司 2 番 切通 英博 3 番 平田 晶子
4 番 何川 雅彦 5 番 田中 辰夫 6 番 宮下 昌子
7 番 西本 輝幸 8 番 高橋 健 9 番 小西 涼司
1 0 番 島田 光久 1 1 番 新宅 靖司 1 2 番 田中 万里
1 3 番 園田 一博 1 4 番 桑原 千知 1 5 番 渡辺 勝也
1 6 番 田中 勝毅 1 7 番 津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	病 院 事 業 管 理 者	樋口 定信
総 務 企 画 部 長	坂中 孝臣	市 民 生 活 部 長	大谷 達巳
建 設 部 長	楠本 金生	経 済 振 興 部 長	川端 義孝
教 育 部 長	寺本 正和	健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸
上天草総合病院事務部長	松本 精史	市 長 公 室 長 兼 総 務 課 長	舛本 伸弘
会 計 管 理 者	井上 和男	水 道 局 長	緒方 雅文
財 政 課 長	坂田 結二		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	山下 正	局 長 補 佐	原田 和久
参 事	小松野洋己	参 事	塚本 洋子

開会 午前10時00分

○**議会事務局長(山下 正君)** 議会事務局の山下でございます。本臨時会は一般選挙後初めての議会でございますので、私のほうから参集の御案内を差し上げました。

なお、初めての議会ですので、議席の指定がしてありません。そこで、仮に1番議席から議員歴並びに生年月日の若い方順に着席をお願いしております。

会議に入ります前に、議員並びに執行部の皆さんの自己紹介をお願いしたいと存じます。顔な

じみの方もおられますが、初対面の方もおられますので、簡単な自己紹介で結構でございますので、仮の1番議席から順次、自己紹介をお願いしたいと思います。

○仮1番（嶋元 秀司君） おはようございます。大矢野地区から選出されました嶋元と申します。職業は漁業をやっております。今回、皆さん方の選挙で選ばれて、1次産業方面でしっかりと頑張っていきたいと思っております。皆さん、よろしく願い申し上げます。

○仮2番（切通 英博君） 皆さん、おはようございます。大矢野の切通といいます。大分久しぶりに帰ってまいりました。また新たな気持ちで頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○仮3番（平田 晶子君） おはようございます。大矢野出身の平田晶子です。唯一の30代議員として若者の声もしっかり議会に届けていきたいと思っております。また4年間よろしくお願いいたします。

○仮4番（何川 雅彦君） おはようございます。大矢野町の登立出身の何川雅彦です。また新たな気持ちで頑張りたいと思っております。よろしくお願い致します。

○仮5番（田中 辰夫君） おはようございます。松島町阿村出身の田中辰夫でございます。皆さんに選ばれて、また4年間頑張れということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○仮6番（宮下 昌子君） おはようございます。姫戸町出身です。所属は日本共産党の宮下昌子です。また4年間頑張っていきます。よろしくお願い致します。

○仮7番（西本 輝幸君） おはようございます。松島町出身の西本です。ことしからは観光に一生懸命力を入れていきたいと思っておりますので、市長、よろしくお願い致します。

○仮8番（高橋 健君） 高橋健です。何事にも一生懸命頑張ります。よろしくお願い致します。

○仮9番（小西 涼司君） 松島出身の小西です。初心に返り頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○仮10番（島田 光久君） 龍ヶ岳出身の島田です。また新たな気持ちでしっかりと頑張りたいと思っております。よろしくお願い致します。

○仮11番（新宅 靖司君） おはようございます。松島町今泉出身の新宅です。また4年間皆さんにはお世話になりますけど、よろしくお願い致します。

○仮12番（田中 万里君） おはようございます。田中万里でございます。何とかヘッドスライディングで帰ってくる事ができました。4年間精いっぱい頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○仮13番（園田 一博君） おはようございます。大矢野中地区出身、園田です。今回も市民目線で本音でいきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○仮14番（堀江 隆臣君） おはようございます。姫戸町出身、堀江でございます。4年間、よろしくお願いいたします。

○仮15番（津留 和子君） おはようございます。大矢野町出身の津留と申します。気持ちを

新たに頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○**仮 1 6 番（桑原 千知君）** 龍ヶ岳出身の桑原と申します。よろしくお願ひいたします。

○**仮 1 7 番（渡辺 勝也君）** 大矢野出身の渡辺でございます。今期も一生懸命頑張らせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○**仮 1 8 番（田中 勝毅君）** おはようございます。姫戸出身の田中と申します。私もどうにか滑り込みセーフということで、また帰らせていただきました。今後とも 4 年間、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○**議会事務局長（山下 正君）** どうもありがとうございました。続きまして執行部から自己紹介をお願いいたします。まず初めに市長からお願ひいたします。

○**市長（川端 祐樹君）** 皆さん、おはようございます。皆様におかれましては、去る 4 月 2 1 日、上天草市議会選挙におかれまして、見事当選を果たされました。皆様方に心からお祝いと敬意を表したいと思います。特に議員定数が 2 2 から 1 8 という 4 減の中で、大変厳しい選挙戦ではなかったかと思ひます。皆様方、当選されて、今後とも上天草市政に対するさまざまな御助言、御指導を賜りたいと思ひます。4 年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（山下 正君）** 次に副市長お願ひします。

○**副市長（尾上 徳廣君）** おはようございます。尾上でございます。4 年間、どうかよろしくお願ひします。また、先般の市会議員選挙、見事当選おめでとうございます。4 年間、隠し事のない議論をやっていきたくと思ひますので、議員の皆さんの御指導を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（山下 正君）** 次に教育長お願ひします。

○**教育長（鬼塚 宗徳君）** おはようございます。御当選おめでとうございます。教育長の鬼塚でございます。残りしました期間、一生懸命頑張ります。よろしくお願ひします。

○**議会事務局長（山下 正君）** 次に病院事業管理者お願ひします。

○**病院事業管理者（樋口 定信君）** おはようございます。御当選おめでとうございます。病院事業管理者の樋口でございます。よろしくお願ひいたします。病院の経営と申しますか、運営に関しましては、市民の皆さんの御協力でここ 5 年間、順調に行っております。これからも健全経営を目指して頑張っていきますので、議員の皆さん初め、市民の皆様には御協力をよろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（山下 正君）** 次に総務企画部長お願ひします。

○**総務企画部長（坂中 孝臣君）** おはようございます。坂中でございます。前任中はいろいろ皆さん方には御迷惑をおかけしましたが、今後、日々精進してまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

○**議会事務局長（山下 正君）** 市民生活部長、お願ひします。

○**市民生活部長（大谷 達巳君）** おはようございます。昨年 4 月より市民生活部長を拝命いたしております、姫戸町出身の大谷でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

- 議会事務局長（山下 正君）** 教育部長、お願いします。
- 教育部長（寺本 正和君）** おはようございます。教育部長の寺本と申します。最後の1年間ですけれども、地方公務員として精いっぱい頑張ります。よろしくお願いします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 健康福祉部長、お願いします。
- 健康福祉部長（静谷 正幸君）** おはようございます。健康福祉部長を務めさせていただいております静谷です。議員の皆様のお指導をいただきながら福祉の向上に努めさせていただきと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 建設部長、お願いします。
- 建設部長（楠本 金生君）** おはようございます。建設部長の楠本です。議員のお指導によりまして、市のために頑張りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 経済振興部長、お願いします。
- 経済振興部長（川端 義孝君）** おはようございます。このたびの4月の人事異動で経済振興部長を仰せつかりました川端でございます。今後、議員の皆様方の御指導を仰ぎながら経済振興部の職務を全うできるように精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 市長公室長兼総務課長、お願いします。
- 市長公室長兼総務課長（舩本 伸弘君）** 皆様、おはようございます。市長公室長兼総務課長を務めています舩本でございます。一生懸命頑張りますのでよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 財政課長、お願いします。
- 財政課長（坂田 結二君）** おはようございます。ことしの4月1日から財政課長を仰せつかりました坂田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 会計管理者、お願いします。
- 会計管理者（井上 和男君）** おはようございます。4月1日付で会計管理者兼ねて会計課長を拝命いたしました井上と申します。議員の皆様のお指導と御協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議会事務局長（山下 正君）** 病院事務部長、お願いします。
- 上天草総合病院事務部長（松本 精史君）** おはようございます。病院事務部長を仰せつかっております松本でございます。私もあと4年ほどでございますので、皆さん方の御支援をよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 水道局長、お願いします。
- 水道局長（緒方 雅文君）** おはようございます。水道局長の緒方と申します。今後ともご指導いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議会事務局長（山下 正君）** 以上で執行部の紹介が終わりました。

続きまして臨時議長の紹介をさせていただきます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっ

ております。したがって、年長の田中勝毅議員をご紹介します。

それでは、田中勝毅議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（田中 勝毅君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました田中でございます。規定によって臨時に議長の職務を行います。ふなれな点もございますが、議長の選挙が終わりますまで、なにとぞ皆様方の御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまから平成25年第3回上天草市議会臨時議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（田中 勝毅君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまの着席の議席といたします。

ここでお諮りをいたします。

暫時休憩したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田中 勝毅君） 御異議ございませんので、暫時休憩いたしますが、この後は、議長選挙や常任委員の選任など議会の人事に関する会議でありますので、執行部は議案審議まで退席いたします。御了承をお願いいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時55分

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（田中 勝毅君） それでは休憩前に引き続きまして再開をいたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票と指名推選による場合との二つの方法がありますが、投票によって選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は投票により行うことといたします。

それでは、議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（田中 勝毅君） ただいまの出席議員の数は18人です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に嶋元秀司君、切通

英博君並びに平田晶子君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○臨時議長（田中 勝毅君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田中 勝毅君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順に投票をお願いします。投票の氏名は投票用紙に記載をお願いします。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○臨時議長（田中 勝毅君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（山下 正君） それでは、議席番号と氏名の点呼を行います。

1 番議席、嶋元秀司議員。2 番議席、切通英博議員。3 番議席、平田晶子議員。4 番議席、何川雅彦議員。5 番議席、田中辰夫議員。6 番議席、宮下昌子議員。7 番議席、西本輝幸議員。8 番議席、高橋健議員。9 番議席、小西涼司議員。10 番議席、島田光久議員。11 番議席、新宅靖司議員。12 番議席、田中万里議員。13 番議席、園田一博議員。14 番議席、堀江隆臣議員。15 番議席、津留和子議員。16 番議席、桑原千知議員。17 番議席、渡辺勝也議員。18 番議席、田中勝毅議員。

○臨時議長（田中 勝毅君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（田中 勝毅君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

開票を行います。

嶋元秀司君、切通英博君並びに平田晶子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（田中 勝毅君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数18、有効投票14票、無効投票4票。

有効投票のうち、堀江隆臣君10票、新宅靖司君4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は有効投票の4分の1の4票であります。よって堀江隆臣君が議長に当選人されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（田中 勝毅君） ただいま議長に当選されました堀江隆臣君が議場におられますの

で、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

堀江隆臣君、議長当選承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） このたびの議長の選挙におきまして第5代の上天草市議会議長を拝命いたしました堀江でございます。まずもって御選出いただきました議員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

控室でも申し上げましたけれども、議長の仕事である、健全な議論を行い、しかるべき時期に議会としての判断ができる円滑な議会運営を目指す、そして、議会の質の向上を図って市民の皆さん方の評価を高めていくことが最大の議長の仕事だと思っております。この二つについて全精力をもって努めていきたいと思っております。議員の皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。お世話になります。

○臨時議長（田中 勝毅君） これをもちまして、私の臨時議長としての職務を全部終了いたしました。皆様の御協力、まことにありがとうございました。

それでは、堀江隆臣議長、議長席に願います。

○議長（堀江 隆臣君） それでは議長席に着かせていただきました。

ここでお諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議ございませんので、休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

この後の議事につきましては、ただいま配付いたしました追加議事日程第1号によって行います。

日程第1 副議長の選挙

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法につきましては議長が指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

それでは副議長に津留和子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した津留和子君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました津留和子君が副議長の当選人と決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました津留和子君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

津留和子君、副議長当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○副議長（津留 和子君） ただいま指名推選により副議長に選出していただきました津留でございます。本当に光栄に存じます。

新議長の堀江議員を中心といたしまして、全身全霊をかけてサポートしていきたいと。皆様の御協力をどうぞよろしく願いいたします。議長にとりましては私が女房役になるわけでございますけれども、年増の女房で、大変堀江議長には申しわけないんですけれども、皆様の御協力をいただきましてお支えしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程第2 議席の指定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により議長が指名いたします。

議員の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（山下 正君） それでは、議長にかわりまして議席を朗読いたします。

1番議席、嶋元秀司議員。2番議席、切通英博議員。3番議席、平田晶子議員。4番議席、何川雅彦議員。5番議席、田中辰夫議員。6番議席、宮下昌子議員。7番議席、西本輝幸議員。8番議席、高橋健議員。9番議席、小西涼司議員。10番議席、島田光久議員。11番議席、新宅靖司議員。12番議席、田中万里議員。13番議席、園田一博議員。14番議席、桑原千知議員。15番議席、渡辺勝也議員。16番議席、田中勝毅議員。17番議席、津留和子副議長。18番議席、堀江隆臣議長。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上のとおり議席を指定いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前 11 時 55 分

日程第 3 会議録署名議員の指名について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番、嶋元秀司君、2 番、切通英博君を指名いたします。

日程第 4 会期の決定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 5 条の規定により会期の決定をいたしますが、本臨時会の議題に供されておりますのは議事日程のとおりでございます。したがって、会期は本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 常任委員会の選任について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 5、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が指名することになっております。

なお、委員会の定数はそれぞれ 6 人となっております。

それでは、各常任委員のお名前を申し上げます。

まず、総務常任委員を申し上げます。切通英博君、平田晶子君、小西涼司君、新宅靖司君、桑原千知君、そして私、堀江でございます。以上 6 名を指名いたします。

次に、経済建設常任委員を申し上げます。嶋元秀司君、何川雅彦君、田中辰夫君、田中万里君、園田一博君、渡辺勝也君、以上の 6 名を指名いたします。

次に、文教厚生常任委員を申し上げます。宮下昌子君、西本輝幸君、高橋健君、島田光久君、田中勝毅君、津留和子君、以上の 6 名を指名いたします。

したがって、ただいま指名をいたしました以上の諸君をそれぞれの各常任委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会の正副委員長が決定しておりますので御報告を申し上げます。

総務常任委員長に桑原千知君、副委員長に平田晶子君。
経済建設常任委員長に園田一博君、副委員長に何川雅彦君。
文教厚生常任委員長に田中勝毅君、副委員長に島田光久君。
以上でございます。

日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名により行います。なお、委員会の定数は7人となっております。

それでは委員の氏名を申し上げます。

桑原千知君、平田晶子君、園田一博君、何川雅彦君、島田光久君、田中勝毅君、以上の6名に副議長の津留和子君が加わります。

したがいまして、ただいまの7人を議会運営委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいまの7人を選任することに決定しました。

議会運営委員会の正副委員長が決定しておりますので御報告申し上げます。

委員長に何川雅彦君、副委員長に平田晶子君、以上でございます。

日程第7 広報特別委員会委員の選任について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、広報編集特別委員の選任についてを議題といたします。

広報編集特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により議長の指名により行います。なお、委員会の定数は6人となっております。

それでは委員の氏名を申し上げます。

平田晶子君、小西涼司君、嶋元秀司君、何川雅彦君、宮下昌子君、島田光久君、以上の6人を指名いたします。

ただいま選任されました委員は、委員会において御会合の上、委員長及び副委員長を決定することになっておりますが、ここで御報告申し上げます。

委員長に平田晶子君、副委員長に島田光久君、以上でございます。

ここで昼食のため休憩いたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時01分

日程第8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙について

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き再開いたします。

日程第8、上天草衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

それでは、上天草衛生施設組合議会議員に、西本輝幸君、島田光久君、津留和子君、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した3名の議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました3名の議員を上天草衛生施設組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました西本輝幸君、島田光久君、津留和子君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第9 天草広域連合議会議員の選挙について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第9、天草広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

それでは、天草広域連合議会議員に、平田晶子君、小西涼司君、桑原千知君、以上3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名した3名の議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました3名の議員を天草広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました平田晶子君、小西涼司君、桑原千知君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第10、上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定よって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法については議長が指名することに決定いたしました。

それでは、上天草・宇城水道企業団議会議員に園田一博君、私、堀江、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2名の議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました2名の議員を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました園田一博君、私、堀江が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりこれを告知いたします。

日程第11 承認第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 承認第3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第13 承認第4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市一般会計補正予算（第13号））

日程第14 承認第5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市一般会計補正予算（第14号））

日程第15 承認第6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号））

日程第16 同意第1号 監査委員の選任について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第11、承認第2号から、日程第16、同意第1号までの以上6件について、先ほど議会運営委員会が開催され、審議の方法について協議がされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） 先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されました議案の審議方法につきまして協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

議案の内容は税条例の一部改正2件、平成24年度一般会計補正予算第13号及び14号、平成24年度国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号、以上5件の専決処分の報告及びその承認を求めることについて、監査委員の選任についての、以上合計6件の議案であります。

この6件の議案について事務局より提案理由及び付託委員会の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定しました。また、付託委員会については委員会付託を省略し、本日、本会議において、審議、採決することと決定いたしましたので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ

げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

それでは、日程第11、承認第2号から日程第15、承認第6号までの以上5件を一括議題といたします。

承認第2号から順次、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成25年第3回上天草市議会臨時会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今臨時会には、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてなど専決処分の報告並びにその承認を求める議案5件、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについての同意議案1件の計6議案を提出いたします。各議案の内容につきましては所管部長から説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） まず、承認第2号及び承認第3号を市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） 議案書の1ページをお開きください。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われております。

そこで、別冊説明資料の新旧対照表の改正後、改正前に記載してあります条文、条項の変更及び削除につきましては説明を省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（大谷 達巳君） それでは、主な改正点を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴うものでございます。

税条例第34条7第2項については、寄附金の税額控除に関するものであり、特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる公社債、もしくは預貯金の利子または合同運用信託の収益の分配は非課税となっていることから、預貯金の利子のうち寄附金に支出されたものについては、寄附金控除額に算入しないこととするものでございます。

税条例第54条第5項と税条例第131条の改正は、条文の削除でありますので省略させていただきます。

附則第3条の2については、延滞金の割合等の特例に関するもので、現在の低金利の状況にあわせ、納税者等の負担を軽減する観点等から、税の滞納等に課される国税の延滞税が見直されるため、国税にあわせて市民税等に係る延滞金の利率を引き下げるものでございます。

2ページをお開きください。

附則第4条については、納期限の延長に係る延滞金の特例について改正するもので、附則第3条の2の改正に伴うものでございます。

附則第4条の2については、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関するものであり、租税特別措置法の改正によるものでございます。

内容としましては、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、本非課税特例の対象となる寄附財産を有する公益法人等が、幼保連携型認定こども園の設置のために当該寄附財産を他の公益法人等に贈与をする場合において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとするものでございます。

附則第7条の3の2については、消費税引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として所得税の住宅ローン控除の適用者で平成26年から平成29年までの入居者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

附則第7条の4については、税条例第34条の7第2項の同様の改正でございます。

附則第17条の2の第3項については、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象となる特定民間再開発事業の施行区域に、一定の要件を満たすものを区域に加えるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

附則第22条の2については、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に関するもので、内容につきましては、その所有していた居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が特例の適用を受けられることとするものでございます。

5ページをごらんください。

附則第23条については、附則第7条の3の2の同様の改正であります。

なお、条例第54条及び第131条については平成25年4月1日から施行するものでありますが、条例第34条の7、附則第34条の2、附則第4条、附則第4条の2、附則第7条の4、附則第17条の2及び附則第22条の2は平成26年1月1日から、附則第7条の3の2及び附則第23条につきましては、平成27年1月1日からそれぞれ施行することとなっております。

次に、議案書の7ページをお開きください。

承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その

承認を求めるものでございます。

専決第6号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、地方税の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴うものでございます。

第5条の2につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、従来、国民健康保険に加入していた75歳以上の者は、後期高齢者医療制度に移行することになり、同一世帯で後期高齢者医療保険料と国民健康保険税の平等割額を負担することになったため、負担を調整する措置として国民健康保険の被保険者でなくなったことにより単身世帯となる世帯、特定世帯に当たっては5年間、当該世帯に係る平等割額を2分の1減額するとされてきたものに加え、その後3年間、平等割額を4分の1減額することとすると定めたものでございます。

また、第7条の3及び第23条第1号から第3号においても同様に定めたものでございます。8ページをお開きください。

附則第15項については、地方税法の改正に伴う改正であり、住居用財産の譲渡に係る特例について、その有する居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、当該相続人が特例の適用を受けることができると定めたものでございます。

この条例は平成25年4月1日から施行するものでありますが、附則につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるとでございます。

御審議いただきまして、御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第4号及び承認第5号を総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 承認第4号と5号について申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を定めることについて御説明いたします。

平成24年度上天草市一般会計補正予算第13号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月14日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書をお願いいたします。

専決第2号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第13号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ500万円を追加し、予算総額173億3,614万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、松島・八代航路あり方検討会調査・分析委託事業500万円を追加したことによるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳入の65款国庫支出金15項国庫補助金、歳出の15款総務費10項総務管理費がそれぞれ500万円の増額となっております。

3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費について御説明申し上げます。

翌年度の繰り越しとしまして、15款総務費10項総務管理費の松島・八代航路あり方検討会調査・分析委託事業500万円を設定しております。

今回の補正の詳細につきましては、次の4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載してあるとおりでございます。

7ページをお願いします。

今回追加された事業は、過疎地域等自立活性化推進交付金を国庫補助金として歳入するものでございまして、委託料の財源は全額国庫補助金としております。

以上が、平成24年度上天草市一般会計補正予算第13号の概要でございます。

提案理由といたしましては、国庫補助事業の交付申請に伴い、予算を補正する必要が生じたけれども、議会を招集する時間の余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

承認第5号につきまして申し上げます。専決処分の報告並びにその承認を求めることについてでございます。

平成24年度上天草市一般会計補正予算第14号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算のとおり3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

専決第3号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第14号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算にそれぞれ2億290万円を追加し、予算総額を175億3,904万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、特別交付税等の歳入の確定及び港湾費の増額に伴うものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず歳入についてでございますけれども、10款市税が1,980万円の増額となっております。内訳として、10項市民税2,200万円の増額、15項固定資産税220万円の減額、25項市たばこ税280万円の減額、40項入湯税280万円の増額となっております。

15款地方譲与税は28万2,000円の減額となっております。内訳としまして、10項自動車重量譲与税464万5,000円の減額、15項地方道路譲与税1,000円の増額、25項地方揮発油譲与税436万2,000円の増額となっております。

20款利子割交付金10項利子割交付金が259万2,000円の減額となっております。

22款配当割交付金10項配当割交付金が200万4,000円の増額となっております。

24款株式等譲渡所得割交付金10項株式等譲渡所得割交付金が24万円の減額となっております。

す。

2 5 款地方消費税交付金 1 0 項地方消費税交付金が501万6,000円の減額となっております。

3 5 款自動車取得税交付金 1 0 項自動車取得税交付金が1,249万2,000円の増額となっております。

4 5 款地方交付税 1 0 項地方交付税が、特別交付税の確定によりまして3億1,398万2,000円の増額となっております。

5 0 款交通安全対策特別交付金 1 0 項交通安全対策特別交付金が5万円の増額となっております。

8 0 款寄附金 1 0 項寄附金が、ふるさと応援寄附金により21万2,000円の増額となっております。

9 5 款諸収入 3 5 項雑入が、市町村振興宝くじ収益金配分金等の確定により949万円の増額となっております。

9 9 款市債 1 0 項市債が、事業費の確定及び財源組み替えによりまして1億4,700万円の減額となっております。

次に歳出について説明をいたします。

4 5 款土木費 2 5 項港湾費が4,500万円の増額となっております。これは、国の緊急経済対策により追加された港湾建設費の事業費の増によるものでございます。

7 0 款諸支出金 2 0 項基金費が、ふるさと応援基金への積み立てとして21万3,000円の増額となっております。

7 5 款予備費 1 0 項予備費が1億5,768万7,000円の増額となっております。

6 ページをお願いします。第2表繰越明許費の補正について御説明申し上げます。

港湾費の社会資本整備総合交付金事業、港湾改修事業でございますけれども、4,542万2,000円を増額し、2億9,450万9,000円を繰り越しとしたものでございます。

7 ページをお願いいたします。第3表地方債の補正につきまして御説明申し上げます。

事業費の確定に伴いまして各起債を補正するものでございます。詳細は8ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しているとおりでございます。

以上が、平成24年度上天草市一般会計補正予算第14号の概要でございます。

提案理由といたしましては、特別交付税等の歳入の確定及び港湾費の増額に伴い、予算を補正する必要が生じたけれども、議会を招集する時間の余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第6号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書の12ページをお願いします。

承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明させていただきます。

別冊予算書の国保1ページをお願いいたします。

専決第4号、上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億4,140万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億2,521万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、国保4ページからの事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものといたしましては、10款国民健康保険税983万円増額は、滞納繰越分の収納額確定に伴うものであります。

25款国庫支出金8,902万円の減額は、療養給付費等負担金、調整交付金等の交付額確定によるものです。

30款県支出金3,464万4,000円の増額が調整交付金、35款療養給付費交付金336万4,000円の増額、ともに交付額が確定したことによるものでございます。

55款繰入金につきましては、保険給付費や共同事業拠出金等の歳出額が、当初予算計上額を下回る見込みであるため、財政調整基金からの繰り入れ1億円を減額するものであります。

歳出につきましては、国庫支出金等の交付決定による財源の組み替え及び歳入予算の減額分1億4,140万3,000円を予備費から減額するものであります。

以上が、国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号の概要でございます。

なお、提案の理由といたしまして、国民健康保険に係る療養給付費交付金等の確定に伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず承認第2号について、質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） この税の特例は、東日本大震災に関する特例が多いんですけども、上天草市において現在のところ、これに該当する市民の方はいらっしゃるのか、その辺の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 大震災が発生いたしまして、ヤマハ天草製造株式会社が従業員の受け入れということで、平成23年9月1日、3世帯4名の方がこちらに来られました。1年後に2世帯は帰られまして、現在、1世帯1名の方がこちらに在住していらっしゃいますので、その方が対象になるのかならないのかは、まだ本人にお尋ねしなければならないところですけども、大体今のところその1名の方がいらっしゃるという現状でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

それでは、承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号について質疑はございませんか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） この税改正の中で、特定世帯というのがあって、特定継続世帯というくんだり新しく改正で入ってきていますけれども、この辺をもうちょっと詳しくわかるように説明をもらえないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） ただいま島田議員から、特定世帯と特定継続世帯の内容がちょっとわかりづらいということで説明を求められましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、特定世帯につきましては、簡単に説明申し上げますと、夫婦二人世帯の方で、国保から後期高齢者医療制度へ移行することで一人の方が被保険者でなくなった場合の考え方を特定世帯と言います。ただし、この特定世帯につきましては、減額措置として、平成20年4月から後期高齢者移行ということで、5年間の2分の1減額という特例がなされております。その5年以降につきましては、新たに3年間の減額控除を行うことにつきまして、その3年間を延長される世帯の方々については、特定継続世帯ということになります。

したがって、2名の夫婦の方が、まず御主人が5年間の間に後期高齢者医療制度へ移行されて、奥様が国保に入られていた場合、その場合はあくまでも特定世帯でございます。しかし、5年間の減額措置がありますので、その5年間の減額措置を終えまして、今回の新たな改正によりまして3年間の延長ということで減額がなされるように法改正がっておりますので、その3年間の中にさらに該当される世帯を特定継続世帯ということで捉えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今、部長の説明で大分理解しました。この特定継続世帯というのは、今のところ大体何世帯ぐらいいらっしゃるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（大谷 達巳君） こちらで調べた限りでは、特定世帯数が899世帯、それから、特定継続世帯につきましては314世帯を数えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号について質疑はございませんか。

12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） 2点ほどお尋ねいたします。まず、7ページの総務管理費国庫補助金の中で過疎地域等自立活性化推進交付金500万円が補助金で来ておりますが、これは国の緊急対策費で1月ぐらいに公募があってから行われたものだと思いますが、まず初めにお尋ねしたいのが、この交付金に対して何件ぐらい応募があったのか、その点をまずお尋ねいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 今、何件あったのかということでございますけれども、これについては、私のほうも500万円に関しての答弁書だけしかつくっておりませんでしたので、後で企画政策課の担当課で調べて御説明申し上げてよろしゅうございますか。

○議長（堀江 隆臣君） 12番、田中万里君。

○12番（田中 万里君） これは、過疎地域に対して過疎地域が自立するために、緊急対策で、今回自民党政権が打ち出したものだと思うんですが、公募等がかかる際、こういう審査をする際、応募があって、それが上まで行かないで途中の審査で、いろいろ応募ができなかったり等もあったのではないかと思います。例えば、国の補助金を以前から私は活用してくださいというお願いをこの議会で行ってきました。市長も広報の中でそういうのを活用して、夢チャレに対して、外部から持ってきて地域の活性化にするべきだということを述べられておりました。これからも国からのそういう交付金で公募があるかと思いますが、その辺を市から出す場合、決裁権というか、その辺を明確にするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○**総務企画部長（坂中 孝臣君）** この過疎地域等自立活性化推進交付金については、国から県に3月19日までに提出をするようにということで、市のほうに依頼がありまして、その件で我々本市としては申請をしたということでございます。議員が言われます市からこういう補助金の申請があった場合等につきましては、我々も今後、県とも協議をしまして、皆さん方に周知もちゃんとしなければいけないと思いますが、今回は国から県に提出をするようにということからの提出でございますので、これは市から皆さん方というような状況ではありませんでした。

○**12番（田中 万里君）** いや、してあったんですよ。

○**総務企画部長（坂中 孝臣君）** それは、ちょっと私も勉強不足でございましたけれども、大体今の状況からして、私が申し上げたかったのは、県に3月19日までに提出をするようにという依頼があって提出して、現在に至ったという状況でございます。

○**議長（堀江 隆臣君）** 田中万里君。

○**12番（田中 万里君）** 3回目です。言うなれば、各過疎地域、いろいろ抱えている地区の方たち、まちづくり団体にも市を通じて公募があっているんですよ。それを、日にちが決まっておりますので、その間に何件か出して、それを県等に届く前に市で却下ということで、だから、その審査基準がどこになっているのかと。要するに県なのか、向こうに行く間に、窓口が市で、市から県に出すようなルートだったと思うんですよ。それが公募だけかけて、企画政策課でその時点で却下ということになっているのではないかと思うので、その辺をしっかりとやっていただいて、今住民が自分たちの過疎地域をどうにかしようというやる気がある人たちも多いと思いますので、その辺をしっかりとお願いいたします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 総務企画部長。

○**総務企画部長（坂中 孝臣君）** 今、議員から申し上げられましたとおり、その件については配慮が足りませんでしたので、今後、十二分に注意をしていきたいと考えております。

○**議長（堀江 隆臣君）** ほかに質疑はございませんか。

5番、田中辰夫君。

○**5番（田中 辰夫君）** 一つだけ伺いいたします。この松島・八代航路あり方検討会は航路を復活するために行う検討会なのか、単純にこの航路を考える会なのか、どういう目的、どういう方向性を持ったの検討会なのかをお聞きいたします。

なぜかといいますと、資料をいただいておりますけれども、相当立派な皆様方の集まりでありますし、人件費がほぼ半分かかっているような状況でありますので、これは航路を復活するための検討委員会なのか、あくまでも検証するだけの検討会なのか、このもち方によって、この検討会の意味が変わってくると思いますので、そこをよろしくお願いします。

○**議長（堀江 隆臣君）** 市長。

○**市長（川端 祐樹君）** 私からお答えさせていただきたいと思います。今回、総務省の助成金については、国の緊急経済対策によるもので、単発的にあったということで手を挙げて、どう

にか予算を取りたいということで総務省に出向いて取ってきたというのが現状です。

内容につきましては、当初、八代・天草航路を我々としてはできる限り企業の手で存続いただきたいという思いでありましたが、それが残念ながらかなわないということになりまして、いろいろな企業に打診をいたしました。ところが、4月以降の運航はほかの企業でもやりにくいという返事がありましたので、それであるならば、どういった形ならばこの運航航路の存続ができ得るのか、その中身を我々としてもう一回検証する必要があるだろうということで、今回、あり方検討会といいますか、要するに調査でございます。どういったことだったら事業者が事業を営めるのかどうか、そういったことをまず調査して、今後につなげていきたいということで500万円の予算確保をさせていただいております。

ことし1年におけるいろいろな協議を踏まえまして、次年度以降をどうするかという決断の基礎的な資料にさせていただきたいと考えております。

○議長（堀江 隆臣君） 田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 実際、私も議会でこのことを言ってきましたけれども、実際、航路がなくなっての声が非常に私にも直接来ております。その中で、せっかく市長に頑張ってもらってお金を取っていただきましたので、この話の内容を的確にしていかないと、これがあやふやな中の検討会だったら何にもならないわけです。やはり目標を持って、この航路を復活するなら復活する方向での検討会をしなくては、前に進まないわけですね。結果が――。

○議長（堀江 隆臣君） 田中議員、質疑でございますので、事業内容の確認にとどめていただきたいと思います。

○5番（田中 辰夫君） はい、わかりました。そういうことで、前向きな検討でよろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 今後の進め方については、利用者のニーズがどうあるのか、どのような船で運航すればよいのか、利用運賃はどの程度が適当なのか、適切な運航形態、これは時間帯とか便数とか曜日等もありますけれども、運航ルート、これを踏まえてビジネスモデルが成り立つのかというような状況で今後進めていきたいと考えております。大体、今年度中に5回か6回程度の会合をさせていただきたいという状況でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） 私もこのことについてです。500万円の予算ですけれども、委託料となっておりますので、どこに委託をされるのかと、500万円の内容ですね。検討会を年五、六回されるということですが、その費用のほかにも何かいろいろかかると思うんですが、その辺をもう少しわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） この内容、スケジュールとかいろいろな費用については、島

田議員のほうにも資料を提出いたしておりますけれども、結局――。

○6番(宮下 昌子君) みんなに出していただけますか。

○総務企画部長(坂中 孝臣君) はい、お出ししても結構です。500万円の金額でございますけれども、この中については、3月、6月の初め、8月ごろ、10月、12月ぐらいに大体協議をしまして、最終的には2月ぐらいに結果を出したいということでございまして、予算については、経費の内訳の500万円でございますけれども、構成委員の謝金として28万8,000円程度、シンクタンクの委託料に476万円をしております。これは人件費255万円、物件費が171万7,000円、一般管理費、消費税を含めて49万3,000円を見込んでおります。この資料については、後でお渡しをしますけれども、近々、6月の中旬に第2回の会合を予定しております、シンクタンクとの契約については第2回の会合で調査・分析・内容の御審議をいただきまして、7月の中旬ごろにプロポーザルによる契約の締結を予定しているという状況でございます。

○議長(堀江 隆臣君) いいですか。ほか、質疑はございますか。

12番、田中万里君。

○12番(田中 万里君) 同じ質問になるんですけども、これは航路についての検討会だけなのか、例えば、3月当初予算で、今回、通学の補助金を組んでおりますね。その部分を含めて、その中で出るのかどうかを確認いたします。

○議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。

○総務企画部長(坂中 孝臣君) この500万円というのは、松島・八代航路のあり方検討会調査・分析事業の委託料のみでございますので、議員が言われる通学路の補助金、通学に関する生徒たちの補助金等はまた別でございます。

○12番(田中 万里君) 書いてある。学生の通学手段が消滅、教育面、子育てで不利、転出による――。

○総務企画部長(坂中 孝臣君) 通学の補助金などについては、一般会計から出すことでありまして――。

○12番(田中 万里君) 一般会計ではなくて、この中でもまれるのかどうか。

○総務企画部長(坂中 孝臣君) いいえ、その件についてはこの検討会でもむ内容ではございません。

○議長(堀江 隆臣君) 田中万里君。

○12番(田中 万里君) 私も今、ちょっと島田議員から見せてもらって、その中に、そういう通学手段等が書いてありますので、その部分についてもこの中で触れるのであれば、汽車代の云々かんぬんが3月議会で出ましたが、上天草市全体において、そういう子供たちがいるのでと思いましたので質問いたしましたが、わかりました。

○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑ございますか。

10番、島田君。

○10番(島田 光久君) 今の関連ですけれども、例えば、この検討会で1年間検討されて、

航路の再開に向けての方向性が強いのか、それとも、結果次第では再開が不可能になるとか、その辺はどのようなふうに認識したらよろしいでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） この補助金を使って検討した結果、最終的には再開できるという内容ではございません。これは、今後再開するために、何をしたら一番再開できるような手段が講じられるのかということでの検討会でございますので、本航路の学識経験者であったり八代市の方、住民代表とか航路の事業者とかの皆さん方にお集まりいただき、協議をしていただきますので、この後にそれが現実にできるということではありません。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、500万円使ってシンクタンクに調査依頼をされて、四百何十万円、ほとんど総額に近いですけども、調査の結果を見て、あり方検討会で検討をして、再開できるかできないかの結論を得るといふ形と理解していいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） はい、結構です。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） ということは、方向性によっては、500万円を使って検討するんだけど、航路の再開はない場合もあると、そんな感じに理解してもよろしいんですね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（坂中 孝臣君） 今の議員の意見でございますけれども、これについていろいろな手段もあるかと思いますが、この補助金を使いましていろいろな検討をした結果、この500万円が無駄になるというような内容ではないと思います。いろいろな面でこの500万円を使わせていただいて、今後どのような状況で復活できるのかという協議の内容でございますので、ここで500万円を使わせていただいた後に、それが復活できるということではなくて、中を精査していただくという内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑ございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終了いたします。

それでは、承認第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号について質疑はございませんか。

5番、田中辰夫君。

○5番（田中 辰夫君） 一つ、45款土木費で、15の港湾建設費の設計委託料と港湾整備工事の内容について、工事請負費の増しとなっていますので、そういうところを含めて説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） お答えします。この事業は、平成24年度社会資本整備総合交付金におきまして、国の経済対策による補正であります。本年3月、補助金交付申請時に、改修事業にて申請をしておりましたが、老朽化により栈橋の架けかえ設置の場合、補助率は10分の4ではなく3分の1になるということ国から指摘を受けておりますので、今回の国の経済対策の方針により、国費ベースの内示額の割り当ては変更できない旨の指摘があり、今回増額となった次第でございます。よろしくをお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。ほかにございますか。

10番、島田君。

○10番（島田 光久君） 今度、交付金が3億幾ら来て、市債の組み替え、一般財源の組み替えされているんですけども、その辺の基準というのはどんな形でされているのか。例えば、金利の安い地方債からなされているのか、その辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 財政課長。

○財政課長（坂田 結二君） 金利の安い部分というよりも、将来、交付税あたりで返ってくる反映率が高い、そういった地方債を利用するわけですけども、起債の限度額というのが予算でも限られておりますので、その予算枠内で起債の借り入れ額の調整をとりながら、事業を割り当てて、調整をとりながら運営しているのが現状でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 島田君。

○10番（島田 光久君） 今回、1億4,700万円ほど組み替えという形で一般財源と差しかえてあるんですけども、その辺はどのように検討されて、例えば、3億何千万円交付金が来たでしょう。来たから市債の返済のほうを減らしたということではないかと思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 財政課長。

○財政課長（坂田 結二君） 今回の専決処分です。この分の増額になりますが、この分についての補助金の調整によって事業費がふえたわけですが、その残額として起債で借り入れなかった理由は、2月末が起債申請時期でございますので、その限度額を超えるようなことになりませんので、それで2月の申請期限を過ぎていたために、起債の借り入れができないということで一般財源を充てたということになります。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければこれより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 討論を終わります。

それでは、承認第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第6号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければこれより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第16、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

上天草市議会議員のうちから選任する監査委員につきましては、以下の者を選任したいので地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小西議員です。住所は、上天草市松島町合津5867番地。氏名、小西涼司。

提案理由といたしましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、同意第1号は議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき除斥の必要がございますので、しばらく小西涼司君の退場を求めます。

〔9番 小西涼司君退場〕

○議長（堀江 隆臣君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、同意第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小西涼司君の議場への入場を許します。

〔9番 小西涼司君入場〕

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付してあります申出書のとおり、所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年第3回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時06分